

新城市風力発電施設等の建設等に関するガイドライン

平成30年4月

愛知県新城市

1 目的

エネルギーは、経済の健全な成長と、安定した生活のために必要不可欠な要素である。しかしながら、化石エネルギーの過大な消費などによって引き起こされる地球温暖化をはじめとした地球環境問題が人類の生存基盤に対し深刻な影響を及ぼしている現在、風力発電、太陽光発電などといった自然エネルギーを利用した取り組みが展開されている。特に風力発電は排出物の少ないクリーンなエネルギーであり、また、海外における多くの導入事例、R P S法の施行などにより急激な進捗が見られるが、その建設にあたり騒音や電波障害、景観への配慮や地域住民との調整など、風力発電施設を建設する前に十分な調査、協議及び調整していくことが必要であると考えられる。

このガイドラインは、市内において風力発電施設の建設を行おうとする者（以下「事業者」という。）に対し、関係法令による規制のほか、環境の保全及び住民生活への影響の観点から自主的に遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることを目的として制定する。

2 対象施設等

- (1) このガイドラインは、風力発電施設（1基あたりの定格出力が100キロワット未満の施設を除く。）及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の新設、増設又は大規模な改修（以下「建設」という。）を行う場合を対象とする。
- (2) 大規模な改修とは、風力発電施設等の機種を全面的に変更し、又は環境、景観若しくは住民の生活に大幅な影響を与える場合をいう。

3 建設の基準

建設にあたっての環境及び景観等の保全に関する基準は、別表第1のとおりとし、事業者はその遵守に努めなければならない。

4 建設前の調整手順

建設に当たっての調整手順は、別表第2のとおりとし、事業者はこれによって手続等を行うものとする。

5 建設後の報告等

建設後の報告等は、別表第3のとおりとし、事業者はその遵守に努めなければならない。

6 その他

風力発電施設等の建設に当たり、住民等から事業者へ申入れのあった事項については、速やかに市へ報告するとともに誠意をもって対応するものとする。

附 則

このガイドラインは、平成21年1月20日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 建設の基準

項 目		内 容
1	住宅との距離	住宅、事務所、店舗等（以下「住宅等」という。）との距離（風車におけるタワー基礎部分からの水平距離）は、風車の最高点（タワー基礎部分からブレード先端最高部までの垂直距離）の2倍以上とすること。ただし、その距離が500メートルに満たない時は、500メートル以上とすること。
2	騒音	設置予定位置から最寄りの住宅等において、騒音に係る環境基準（「騒音に係る環境基準について」平成10年環境庁告示第64号、「騒音に係る環境基準の地域の類型」平成11年愛知県告示第261号）を超えないこと。 但し、都市計画区域外においても環境基準に準じた取扱いとすること。
3	低周波音	環境省「低周波音問題対応の手引書」などを参考に低周波音の軽減に努めるものとする。
4	電波障害	①テレビ電波や防災行政無線等に影響が発生しないよう十分配慮し、必要な措置を講じること。 ②テレビ電波や防災行政無線等への影響が回避できない場合には、電波障害が起りうる範囲の住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のための措置を行うこと。
5	自然環境	①動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じること。 ②風力発電施設等の建設等に伴う土砂崩壊等により、河川濁水等の影響が発生しないよう十分配慮し、必要な措置を講じること。
6	景観	①四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法によって予測し、予測した結果を市に対して提出すること。 ②風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られたものにする。こと。 ③景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講じること。
7	広告物	風力発電施設等及びその周辺には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもので、管理上必要最小限の広告物以外は表示しないものとする。
8	光害	風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、光害が発生しないよう、必要な措置を講じるものとする。
9	文化財	文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）、新城市文化財保護条例（平成17年新城市条例第216号）に規定する文化財の保護を図ること。

別表第2 建設前の調整手順

項目		内容
1	市の窓口	市民環境部環境政策課を市の総合的な窓口とする。
2	風力発電施設等の建設に係る届出	風力発電施設等の建設等の計画が明らかになった時点で、風力発電施設等建設計画届出書（様式第1）に関係書類を添えて、市へ提出すること。
3	法規制に係る協議	<p>①風力発電施設等の建設等に係る法規制について、市の所管課又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うこと。</p> <p>②建設に係る主な法令と市の所管課については、付表のとおりとする。</p>
4	環境影響評価の実施	<p>①環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号。以下「法」という）及び愛知県環境影響評価条例（平成10年条例第47号。以下「県条例」という）の対象事業にあつては、法及び県条例の規定する方法に従って環境影響評価を実施すること。対象事業に該当しないものにあつては、法及び県条例に準じて環境影響評価を実施すること。</p> <p>②経済産業省資源エネルギー庁が定める「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱」に基づいて環境影響評価手続きを実施すること。「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令54号。）」を参考として、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定すること。</p> <p>③②の方法とあわせて、以下の事項を環境影響評価の項目に加え、調査を行うこと。</p> <p>ア 広告物</p> <p>イ 光害</p> <p>ウ 文化財</p> <p>エ 建設工事作業による影響</p> <p>④環境影響評価を行う場合には、事前に各評価項目の内容について関係各課と調整を行うこと。</p> <p>⑤環境影響評価実施後は、環境影響評価準備書（評価書案）を公開し、地域への情報提供及び有識者からの意見聴取を行い、対応策等を環境影響評価書に反映させること。</p> <p>⑥環境影響評価準備書（評価書案）について、市から意見等があった場合は、対応策等を環境影響評価書に反映させること。</p> <p>⑦環境影響評価書は、5に掲げる関係自治会の住民及び各種関連団体等への説明に供するとともに、市へ提出すること。</p>

5	住民等への説明	<p>①建設を行う区域の住民及び環境影響を受けるおそれがあると思われる住民・各種関連団体等に対して、建設規模・スケジュール、安全対策、建設後の管理体制及び4①、4②に定める項目に関する説明会を事前に、十分な調整を行うこと。</p> <p>②①の説明事項の規定は、各種関連団体等へ説明する場合において準用するものとする。</p> <p>③関係自治会の同意を得るにあたっては、合意形成のための十分な回答期間を設けること。</p>
6	事業説明結果等の報告	3～5の結果を事業説明結果報告書(様式第2)により市へ随時報告すること。
7	建設工事の着手	設置事業(土地の権利の取得、伐採、造成、工事等設置に係る事業の全てを含む)に着手したときは、速やかに風力発電施設等建設工事着手届(様式第3)を市へ提出すること。

別表第3 建設後の報告等

項 目		内 容
1	建設工事完了後の調査及び改善のための措置	<p>①別表第1に定める項目(ただし、1を除く)について、建設工事完了後に実地調査を行い、結果を風力発電施設等設置完了届(様式第4)により市へ提出するとともに、風力発電施設等の建設による環境影響が認められた場合は、改善のための措置を講じること。</p> <p>②①の内容について、市から環境影響に対する意見等があった場合は、改善のための措置を講じること。</p>
2	建設後における維持管理及び障害発生時の対応	<p>①建設した施設について正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めること。</p> <p>②建設後に騒音、電波等の障害が発生したときは、原因を調査し誠意をもって対応するとともに、その内容を市へ報告すること。</p>
3	市の施策への協力	市が行う風力発電施設等に関する環境施策等に積極的に協力し、環境保全に努めること。

付表 風力発電施設等建設に関する主な法令と市の所管課

法令名		市の所管課 (規制区域等が確認可能な課)
1	国土利用計画法	企画政策課
2	新城市土地開発行為に関する指導要綱	企画政策課
3	愛知県土地開発行為に関する指導要綱及び指導基準	企画政策課
4	農地法	農業課
5	農業振興地域の整備に関する法律	農業課
6	森林法	森林課
7	自然公園法	環境政策課
8	愛知県立自然公園条例	環境政策課
9	騒音規制法	環境政策課
10	振動規制法	環境政策課
11	県民の生活環境の保全等に関する条例	環境政策課
12	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	環境政策課
13	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境政策課
14	道路法	土木課
15	河川法	土木課
16	砂防法	土木課（県）
17	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	土木課（県）
18	地すべり等防止法	土木課（県）
19	公有地の拡大の推進に関する法律	用地開発課
20	建築基準法	都市計画課（県）
21	屋外広告物法	都市計画課
22	愛知県屋外広告物条例	都市計画課
23	都市公園法	都市計画課
24	新城市都市公園条例	都市計画課
25	消防法	予防課（消防）
26	新城市火災予防条例	予防課（消防）
27	文化財保護法	生涯共育課
28	愛知県文化財保護条例	生涯共育課
29	新城市文化財保護条例	生涯共育課
30	新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例	環境政策課

様式第1 (別表第2関係)

風力発電施設等建設計画届出書

年 月 日

新 城 市 長 様

住 所

(法人は所在地)

氏 名

(法人は名称及び代表者氏名)

新城市風力発電施設等の建設等に関するガイドラインの規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1	事業の名称	
2	事業主体	
3	事業予定地	
4	事業規模	
5	担当部署	
	担当者氏名	
	連絡者	TEL E-mail
6	関係書類	1 事業計画の概要 (事業者の概要・目的・事業内容・スケジュール) 2 事業予定地の位置図 3 四季(昼間)及び夜間における景観の変化を視覚的な表現により予測した合成図等 4 事業を進めるにあたっての関係法令 5 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2（別表第2関係）

事業説明結果報告書

事業名
開催日 年 月 日（回目） 場所 説明者名 参加者名
説明会の状況（内容）
地元自治会の意見、要望
地元自治会の意見、要望への回答

上記報告については、説明の内容と相違ありません。

新 城 市 長 様

年 月 日
事業者住所
事業者氏名 印
電話番号 () ー

年 月 日
地元自治会名
地元自治委員住所 印
地元自治委員氏名
電話番号 () ー

様式第3（別表第2関係）

風力発電施設等建設工事着手届

年 月 日

新 城 市 長 様

住 所

（法人は所在地）

氏 名

（法人は名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） —

新城市風力発電施設等の建設等に関するガイドラインの規定に基づき、次のとおり届け
出ます。

事 業 名	
設 置 場 所	新城市
設置事業着工の年月日	年 月 日

様式第4（別表第3関係）

風力発電施設等設置完了届

年 月 日

新 城 市 長 様

住 所

（法人は所在地）

氏 名

（法人は名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） —

新城市風力発電施設等の建設等に関するガイドラインの規定に基づき、次のとおり届け
出ます。

1 完了内容

事 業 名	
設 置 場 所	新城市
設置事業完了の年月日	年 月 日

2 添付書類

設置事業写真（施工前、施工中、施工後）